

# あなたの会社やお店は

# 「屋外広告物」の点検を

# していますか？

屋外広告物の事故は、会社やお店の信用を低下させるだけでなく、  
重大な事故につながる恐れがあります。

## 川越市屋外広告物条例の一部改正について

川越市屋外広告物条例の一部改正により、安全管理の強化が求められます。

(施行：令和7年4月1日)

ポイント

1

### 管理義務者の拡大

表示者、設置者、管理者に加え、  
所有者、占有者も管理義務者となりました。

詳しくは  
裏面へ

ポイント

2

### 安全点検の義務化

すべての屋外広告物の安全点検が義務化されました。  
上端の高さが4mを超えるものや、許可申請が必要な屋外広告物  
は有資格者による点検が必要となりました。

# 安全点検の義務化に伴う主な変更点

## 1 安全点検確認書の様式変更

安全点検確認書の様式が変更され、資格の欄が追加されました。

| 改正前                                   |  |             |  | 改正後                                   |  |             |  |
|---------------------------------------|--|-------------|--|---------------------------------------|--|-------------|--|
| 様式第2号(第3条、第6条、第9条関係)<br>屋外広告物等安全点検確認書 |  |             |  | 様式第2号(第3条、第6条、第9条関係)<br>屋外広告物等安全点検確認書 |  |             |  |
| 現在の許可の年月日及び番号                         |  | 年 月 日付け 第 号 |  | 現在の許可の年月日及び番号                         |  | 年 月 日付け 第 号 |  |
| 表示・設置の場所                              |  |             |  | 表示・設置の場所                              |  |             |  |
| 設置数                                   |  | 点検年月日       |  | 設置数                                   |  | 点検年月日       |  |
| 点検者                                   |  | 氏名          |  | 点検者                                   |  | 氏名          |  |
|                                       |  | 住所          |  |                                       |  | 住所          |  |
|                                       |  | 電話番号        |  |                                       |  | 電話番号        |  |
| 点検                                    |  | 点検項目        |  | 資格                                    |  | 資格の取得状況     |  |
| 結果                                    |  | 有無          |  | 屋外広告業者・屋外広告物講習会修了者・屋外広告士・その他( )第 号    |  | 有無          |  |
| 改善の概要                                 |  |             |  | 改善の概要                                 |  |             |  |

## 2 必要書類の追加

次の2点の書類の添付が必要になります。

- 有資格者を示す資格証の写し
- 点検状況の写真

資格欄の追加

安全点検で異常が見つかったら…

異常の状況に適した必要な措置を行ってください。

埼玉県屋外広告業協同組合：TEL048-572-2941

## 道路に突き出している、はみ出している屋外広告物

道路に一定のものを設置し、道路の空間を独占的・継続的に使用することを「占用」といいます。屋外広告物により道路を占用しようとする者は、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければなりません。

道路占用の許可を受けたうえで、屋外広告物の許可も必要となりますので、ご確認ください。

屋外広告物条例の概要はこちらから

川越市 都市計画部 都市景観課 都市景観担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1

TEL: 049-224-5961 (直通)

FAX: 049-225-9800

